

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年3月18日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- **日本の一部地域も含めた**継続的に伝染のある地域からの入国後の強制隔離について、3/17夜のプラユット首相の会見でも言及されました（詳細は4ページ）。
- **搭乗前に①診断書、②医療保険を準備し、③到着後に所定の監視アプリをインストールすることを同意**した上での入国だそうです。こちらについて保健省のホームページでは言及されていませんが、今後、日本から渡航される場合には求められる可能性がある点についてお含みおきください。もし、医療保険が必要な場合は3/16にもご案内のように保険金が10万米ドル以上のものとなります。ほとんどのクレジットカード付帯保険では対応できませんので、別途、疾病治療の保険金が1,100万円以上の海外旅行保険等に加入の必要があります。
- また、政府指定ホテルへの隔離については保健省のタイ語ページでは記載されているものの、**英語ページでは入国時に登録したホテル/滞在先と変更されてます**。監視アプリのインストール義務付けによりタイの自宅でも14日間自己観察が可能になったと思われます。ただし、アパートによっては帰国直後の方の入室を断る場合もあるかもしれませんので事前確認が必要です。なお、14日間外出が禁止されますので食料や日用雑貨の補給が必要になります。
- 報道にあるように東北部のブリラム県で入県を制限しています。また、バンコク及び周辺県でも月末まで娯楽施設の閉鎖命令が出ており、場合によっては**会社の事業を一時休業**する必要があるかと思えます。5ページ目の一時休業、労働時間短縮の手続をご参考にしてください。
- 3/17に閣議決定された**ソンクラーン祝日(4/13-15)の延期**についてですが今後想定される労働省からの告示の発行を待ってから貴社内で延期を正式発表されることをお勧めいたします。延期した場合でも4/13-15の勤務に対し休日出勤手当が発生する恐れがあります。
- シンガポールに続いて、ASEANではフィリピン、マレーシア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ブルネイもタイからの入境を制限しておりますので、渡航される方はご注意ください。

# 他社対処事例

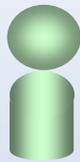
- 3/17のクルンテープトラキット電子版にCOVID-19に社員が感染した各社の対処事例が記事として掲載されていたので、内容を一部ご紹介します。
- シェアリングプラットフォームのクラブ社では、3/5-6にタイへ出張に来たシンガポール法人の社員が3/7に陽性であることが判明しました。当該社員と直接接触したタイ法人の社員全員は検査の上、14日間の自宅での自己観察としました。また、3/9-13は事務所フロア全体を清掃、消毒のため閉鎖し、同ビルでの勤務社員はテレワークとしました。
- CPグループは、社員自身または社員と同居する者が危険地域へ渡航した場合、上司は社員に対して本人または同居者の帰国から14日間テレワークを命令することとしました。また、テレワーク対応ができない業務の社員は14日間自己観察のために自宅待機としました。
- バンコック銀行では、行員が感染した支店の行員を14日間自宅勤務としました。また、感染した行員の同僚は検査の上、14日間テレワークとし、支店が所在するオフィスビルのフロアすべてを病院と同じ基準で清掃・消毒しました。

# 継続的に伝染のある地域からの渡航者が追う義務(3月17日改定版)

- 対象国：フランス、スペイン、米国、スイス、ノルウェー、デンマーク、オランダ、スウェーデン、英国、日本（北海道、東京、愛知、和歌山、神奈川、千葉、沖縄、京都、大阪に限る）、**ドイツ**
- 搭乗チェックイン時に下記の書類の提示が必要←**保健省ホームページには記載が無いが3/17首相会見で言及**  
①直近48時間以内COVID-19に感染していなく、搭乗14日前に病気に罹患していない旨の診断書及び②医療保険証（10万米ドル以上の保険契約）、③ AOT Airportsアプリインストールへの同意
- タイ到着後、問診票（トー8書式\*）に記入 \*AOT Airportsアプリからも記入・提出可能
- 発熱、咳、鼻水、のどの痛み、呼吸困難の一つの症状でもある場合、直ちに疾病管理担当官に申し出る
- 渡航者全員、体温検査を受診。異常のある場合は指定病院へ搬送。
- **渡航者全員、14日自己観察のため隔離**。また所定の手続を実施  
外国人の場合は入国時に登録したホテル/宿泊先に滞在（(注)タイ語版では当局指定のホテル）、  
タイ人の場合は入国時に登録した自宅で謹慎  
所定の方法で担当官へ居場所を報告（(注)タイ語版では毎日）  
発症の場合、3時間以内に担当官へ通知  
**滞在先から外出の場合、担当官から許可を得る必要**
- 出所 [https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/ind\\_outbreak.php](https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/ind_outbreak.php)

3/16に保健省疾病管理局に確認を取った所、この対応は公式文書によるものではなく保健省内部通達による措置とのこと。

# 一時休業と労働時間短縮



**質問：**タイでは、水害（2011年、2013年）やテロなどが発生する可能性があるのですが、一時休業をしなければならない場合、どのような手続きや賃金が発生しますか？

**回答：**条件を満たした場合、一時休業を申請し、賃金の75%のみを支払する対応が可能です。ただし、不可抗力と認められた場合は、賃金の支払いは必要ありません。

## 一時休業の定義（下記全てを満たす必要）

① 通常の業務運営が困難になるほどの事業活動に支障を生じる重大な理由によること

→ 各企業単位で個別に検討

② 不可抗力に基づくものでないこと

→ 会社が合理的な努力をしても制御できないような事情を意味し、**天災、火災、暴動等々**が含まれる。その場合、支払は不要。なお、過去タイにおいて洪水は不可抗力とは認められず。

③ 事業の一部もしくは全部の休止であること

→ ケース）、生産ラインは一時休業、販売部門は通常の事業活動を継続

④ 臨時的な休業であること

## 労働者保護法第75条

1. 使用者が、使用者の事業に重要な影響を与える何らかの理由により一時事業の全部または一部を行うことができない場合、その理由が不可抗力の場合を除き、使用者は労働者が就業できない期間について事業を休止する前の労働日の賃金の75%以上を支払わなければならない。

2. 使用者は、第1項の事情発生日から3労働日以上前に、**労働者及び労働監督官に対して文書で通知**しなければならない。

## 休業手当

**休業開始時の給与の75%以上を支給**する必要。

その他**見舞金**を支給する企業もある。休業中に離職の可能性もあるため100%支給する場合もある。

「**休業開始時の給与**」：残業手当の計算基礎となる月々定額で支給される賃金を全て含む。

× 基本給の75%

○ **基本給の他、役職手当、食費手当、生活補助手当等の定額支給額を全て含んだ金額**の75%

## 労働時間短縮

労働者の**同意なく労働時間を短縮することは可能**。  
しかし、それに伴う**賃金の減額には同意が必要**。